

落。

ヒバコマツリ 火箱祭 河北郡田島に鎮座する菅原神社の今二月六日に執行する春季祭禮をいふ。舊時野王山に鎮座した千手觀音を下してこゝに鎮座せしめたのは二月六日であつたが、その日殊に寒くして火箱を要したに依るといふ。

ヒバリ 雲雀 慶長十三年二月七日の加賀藩の令に『當地於近邊ひばり取候事聖御停止候。』とある。當地は金澤をいふ。

ヒキマス イチタロウ 櫻升市太郎 石川郡押野の人、生まれながらにして兩齒があつた。臂力衆に勝れたので、十九歳の時京都に出で、角觚の技を學んで櫻松と稱し、翌年江戸に行つて境川の門に入り、櫻升と改め、果進して東方關脇となつた。安政六年八月歿。

ビビラ 飛々羅 五十餘冊。岩原恩規著。加賀藩の諸事に關して、群書から抄録したものであつた。明治十五年金澤長町の前田氏別邸で烏有に歸した。ビビラはサラヘ(竹柵)の方言である。

ヒマチ 日待 金澤神明宮にては、藩政の頃正月十五日・五月十五日・九月十五日に寝ねずして十六日の日出を迎へるを日待といふ。神明宮は天照大神を祭るからである。明治以降十月十五日のみに於いてする。

ヒミゴホリ 氷見郡 加賀藩の領内越中氷見町附近八九十ヶ村の間を、中古以來氷見郡内とも氷見庄ともいふた。前出利家慶長四年の遺書にも氷見郡の名が見える。寛文中氷見庄と中郡とを併せて射水郡とし、明治二十九年また氷見郡を分立した。ナカゴホリ中郡。

ヒミヤ 火宮 珠洲郡若山庄に屬する部落。能登名跡志に『日宮といふに大王といふ百姓あり。』とある。

ヒミヤガハ 火宮川 珠洲郡火宮領山から流出し、同領にて飯田川に合する。水源から落合まで流程一軒六許。

ヒミヤジンジャ 火宮神社 珠洲郡火宮に鎮座する。式内等舊社記に『火宮神社。若山郷火宮村鎮座。稱谷内宮。祭神大國主命。神体古作大黒天神像。舊社也。』と見えるもので、今は谷内神社と稱する。

ヒミヤセントク 氷見屋善徳 鹿島郡所、口の人、初名善兵衛。長子助右衛門家を襲ぎ、二子は石動山に入つて性寂坊と稱した。天正十年六月石動山の衆徒、温井・三宅二氏と謀り利家に反抗した時、利家密かに長連龍をして善徳に命じ、性寂坊をして衆徒を招き降らしめようとしたが、事露顯し、性寂坊は磔刑に處せられた。亂平らくの後九月利家善徳が宅地の租二斗五升を除き、別に田三段を與へ、性寂坊の靈を祀らしめた。

ヒムスビンジャ 火結神社 羽咋郡宿女に鎮座し、もと火の宮と稱した。或は式内の椎葉園比咩神社たることを主張したこともある。能登名跡志に『此宿女の御神體は、椎葉園の神社と號して、石動山天漢石の三つの一つにて、山御同體の御神にて、御神體は石也。』と記する。

ヒムロ 日室 鹿島郡江泊の内の小字。元祿の書上には江泊村枝村水室村とある。

ヒムロツイタチ 氷室の朔日 藩政の時六月朔日を氷室の朔日といひ、江戸邸から水將軍に献上した。この水は、金澤に於いて貯蔵したものを二重の桐長持に容れ、八枚肩の御夫によつて江戸に急送したのである。藩侯も亦水を喫し、近臣にも之を賜與した。民間ではこの日を單に氷室といひ、四つ時頃から『水々、雪の水・白山水』と呼んで賣りあるものがあつた。白山水と稱するが、醫王山附近の堆雪を得て來たもので、それに白砂糖をまぶして嚼んだ。又當日のみ製造販賣する砂糖を加へぬ餡入りの饅頭があつて、之を麥饅頭といひ、炒つた米豆、炙つた干餅と共に間食に供せられた。又議會が隨所に開かれ、本歌仙と稱して三十六番を誦ぶもの、半歌仙と稱して十八番を誦ぶものもあつた。本歌仙は夜を徹して翌日七時に達した。農村では之を炒菓子盆又は炒粉盆と稱し、米・豆及び饅頭を混じて炒りたる炒菓子、又は之に麥麩を添へて食した。能與でこの日を鬼の牙といふことのあるのは、炒菓子などを噛みて齒牙の堅固を祝する意であらう。

ヒムロマツリ 氷室祭 藩政の時、六月朔日に金澤天神町高源寺で行はれた。

ヒメ 姫 珠洲郡眞脇の内の小字。能登名跡志に『眞脇村の散村に姫といふ所あり。此磯の岩に陰門の形あるにより、姫の名ある由。』とある。

ヒメギミ 姫君 前田利常夫人珠子の事を生前姫君と尊稱してゐた。珠姫は將軍徳川秀忠の女であつたからである。光高夫人も亦家光の養女であつた爲、姫君といはれた。齊泰夫人も徳川家齊の女であつた爲、同じく姫君と稱した。藩侯の女はお姫様であるが、姫君とは言はなかつた。

ヒメギミコンレイキ 姫君婚禮記 寛永十年前田光高の夫人が、徳川氏から入與した時の次第を、家光の命によつて林羅山の記したものである。明暦三年の江戸大火に焼失した。

ヒメザキ 姫崎 鹿島郡熊木院に屬する中島の一部であつたが、明治中に至り一時獨立の部落として取扱はれたことがある。

ヒメジマ 姫島 珠洲郡寺家の出崎三つのうち、遊崎の沖に姫島・神島・鬼島の三島があり、それを惣稱して亦姫島といふ。

ヒメタキジンジャ 姫嶽神社 鳳至郡陸瀬に在る。社藏に明和元年八月の棟札があつて、靈媛神社と記され、又その後明治八年までは遊津神社とも稱した。

ヒメノサカ 姫の坂 鳳至郡越前から本江に出る間にある坂路をいふ。又姫々峠ともいふ。能登名跡志に『此の向に姫の坂とて峠あり。總じて是を輪島にて河合谷内とて村々多く、穴水・中居への往來也。』とある。

ヒメノシキ 姫の式 一冊。小松の俳人兎路著。當時金澤に居た野角の妻紫仙女、松任の千代女、小松の須磨女の發句による附合を初め、多く婦人の作を集めたるもの。序文は丙午仲春上流撰者兎路とあつて、丙午は享保十一年である。京橋屋治兵衛板。

ヒメノジョウ 姫の城 鳳至郡渡合に在つた。越登賀三州志に、『三井郷渡合村領に在り。一名姫城跡、一に興徳寺城跡と記する者はと同述ならん。渡合は興徳寺の隣也。三井某居せしといふのみ。無傳。』とある。又能登名跡志には『姫の城とてあり。城主三井の何某といひて、長家の類葉なりよし。是より三井の郷といふ也。城は興徳寺の領なり。』とするが、文中に三井某の居たるを以て

貯蔵したものを二重の桐長持に容れ、八枚肩の御夫によつて江戸に急送したのである。藩侯も亦水を喫し、近臣にも之を賜與した。民間ではこの日を單に氷室といひ、四つ時頃から『水々、雪の水・白山水』と呼んで賣りあるものがあつた。白山水と稱するが、醫王山附近の堆雪を得て來たもので、それに白砂糖をまぶして嚼んだ。又當日のみ製造販賣する砂糖を加へぬ餡入りの饅頭があつて、之を麥饅頭といひ、炒つた米豆、炙つた干餅と共に間食に供せられた。又議會が隨所に開かれ、本歌仙と稱して三十六番を誦ぶもの、半歌仙と稱して十八番を誦ぶものもあつた。本歌仙は夜を徹して翌日七時に達した。農村では之を炒菓子盆又は炒粉盆と稱し、米・豆及び饅頭を混じて炒りたる炒菓子、又は之に麥麩を添へて食した。能與でこの日を鬼の牙といふことのあるのは、炒菓子などを噛みて齒牙の堅固を祝する意であらう。

日室 鹿島郡江泊の内の小字。元祿の書上には江泊村枝村水室村とある。

眞脇村の散村に姫といふ所あり。此磯の岩に陰門の形あるにより、姫の名ある由。』とある。

前田利常夫人珠子の事を生前姫君と尊稱してゐた。珠姫は將軍徳川秀忠の女であつたからである。光高夫人も亦家光の養女であつた爲、姫君といはれた。齊泰夫人も徳川家齊の女であつた爲、同じく姫君と稱した。藩侯の女はお姫様であるが、姫君とは言はなかつた。

鹿島郡熊木院に屬する中島の一部であつたが、明治中に至り一時獨立の部落として取扱はれたことがある。

珠洲郡寺家の出崎三つのうち、遊崎の沖に姫島・神島・鬼島の三島があり、それを惣稱して亦姫島といふ。

鳳至郡陸瀬に在る。社藏に明和元年八月の棟札があつて、靈媛神社と記され、又その後明治八年までは遊津神社とも稱した。

鳳至郡越前から本江に出る間にある坂路をいふ。又姫々峠ともいふ。能登名跡志に『此の向に姫の坂とて峠あり。總じて是を輪島にて河合谷内とて村々多く、穴水・中居への往來也。』とある。

小松の俳人兎路著。當時金澤に居た野角の妻紫仙女、松任の千代女、小松の須磨女の發句による附合を初め、多く婦人の作を集めたるもの。序文は丙午仲春上流撰者兎路とあつて、丙午は享保十一年である。京橋屋治兵衛板。